

都道府県等においては、本事務連絡等のイベントの開催制限の目安、施設の使用制限等の留意事項に基づき、適正な運用を実施されたい。また、関係各府省庁においては、関係団体等を通じて、本事務連絡等に基づき、適切な周知・助言等を行われたい。

事 務 連 絡  
令和4年1月25日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長

基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、  
施設の使用制限等に係る留意事項等について

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第31条の4第3項に基づき、新たに、北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県及び鹿児島県において、まん延防止等重点措置を令和4年1月27日から同年2月20日まで実施するとともに、広島県、山口県及び沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を2月20日まで延長する旨の公示等を行い、基本的対処方針を改定したところ、都道府県対策本部において法に基づく適正な運用がなされるよう、下記のとおり、イベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等を示す。感染状況に応じたイベント開催制限等の概要は別紙1、イベント開催等における必要な感染防止策は別紙2、感染防止安全計画策定等に係る事務手続きフローは別紙3のとおり。

なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を見直す場合があることにも留意されたい。

記

1. イベントの開催制限

(1) 特定都道府県

ア. イベントの開催制限の目安等

(ア) 基本的対処方針三(5)1)等に基づき、イベント開催の目安を以下のとおりとする。特定都道府県は、以下を目安とする規模要

件等を設定し、それに基づいたイベント(開催される施設等の種類を問わない。以下同様とする。)の開催をイベント主催者等に対して、法第24条第9項に基づき要請すること。

①感染防止安全計画(以下、「安全計画」という。安全計画の概要等については、「イベント開催等における感染防止安全計画等について(改定その2)」(令和4年1月19日事務連絡)を参照されたい。)を策定し、都道府県による確認を受けた場合

- 人数上限10,000人かつ収容率の上限を100%とする。
- さらに、別途定める対象者に対する全員検査(以下「対象者全員検査」という。対象者全員検査については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和4年1月7日変更)における「対象者に対する全員検査」の取扱いについて」(令和4年1月7日事務連絡)等を参照されたい。)を実施した場合には、人数上限を収容定員までとすることを可能とする。
- なお、対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限(緊急事態措置区域においては10,000人)を超える範囲の入場者とする。

②それ以外の場合

- 人数上限5,000人かつ収容率の上限を50%(大声あり。大声ありの定義等については1.(4)ウ.を参照されたい。)又は100%(大声なし)とする。
- なお、この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストをイベント主催者等が作成・HP等で公表する。イベント主催者等は、当該チェックリストをイベント終了日より1年間保管すること。

①及び②のいずれの場合についても、特定都道府県は、イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスク(不織布マスクを推奨。以下同じ。)の着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係るイベント主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、イベント主催者等に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、COCOA等の活用等について、イベント主催者等に周知すること。

イ. 営業時間短縮等の要請

原則、要請を行うことを求めないが、地域の感染状況等を踏まえ、都道府県知事の判断により、開催時間を制限する要請を行うことも可能とする。

## ウ. チケット販売の取扱い等

(ア) 緊急事態措置の公示が行われた日から最大3日間の周知期間終了後までにチケット販売が開始された場合（優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されているもの）には、周知期間終了までに販売されたもの限り、上記ア. 及びイ. は適用せず、販売したチケットを自らキャンセルする必要はないものとイベント主催者等に周知すること。

(イ) 上記周知期間後に販売開始されるものは、上記ア. 及びイ. を満たすこと。

## エ. 公示された緊急事態措置を実施すべき期間終了後に開催予定イベントの取扱い等

公示された緊急事態措置を実施すべき期間終了後に開催予定のイベントのチケットを販売する場合は、措置期間の延長が行われる可能性があることを踏まえて、慎重を期すこと。

## (2) 重点措置区域である都道府県

### ア. イベントの開催制限の目安等

(ア) 基本的対処方針三(5)2)等に基づき、イベント開催の目安を以下のとおりとする。都道府県は、以下を目安とする規模要件等を設定し、それに基づいたイベントの開催をイベント主催者等に対して、法第24条第9項に基づき要請すること。

#### ①安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合

- 人数上限20,000人かつ収容率の上限を100%とする。
- さらに、対象者全員検査を実施した場合には、人数上限を収容定員までとすることを可能とする（都道府県知事の判断により、別途定めるワクチン・検査パッケージ制度（以下「ワクチン・検査パッケージ制度」という。ワクチン・検査パッケージ制度の趣旨等については、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」（令和3年11月19日）等を参照されたい。）を適用し、上記の取扱いを行うことを可能とする。）。
- なお、対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限（まん延防止等重点措置区域である都道府県全域においては20,000人）を超える範囲の入場者とする。

#### ②それ以外の場合

- 人数上限5,000人かつ収容率の上限を50%（大声あり）又は

100%（大声なし）とする。

- なお、この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストをイベント主催者等が作成・HP等で公表する。イベント主催者等は、当該チェックリストをイベント終了日より1年間保管すること。

①及び②のいずれの場合についても、都道府県は、イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係るイベント主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、イベント主催者等に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、COCOA等の活用等について、イベント主催者等に周知すること。

#### イ. 営業時間短縮等の要請

- 原則、要請を行うことを求めないが、地域の感染状況等を踏まえ、都道府県知事の判断により、開催時間を制限する要請を行うことも可能とする。

#### ウ. チケット販売の取扱い等

(ア)まん延防止等重点措置の公示が行われた日から最大3日間の周知期間終了後までにチケット販売が開始された場合（優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されているもの）には、周知期間終了までに販売されたものに限り、上記ア. 及びイ. は適用せず、各都道府県が定めた周知期間までに販売したチケットを自らキャンセルする必要はないものとイベント主催者等に周知すること。

(イ)上記周知期間後に販売開始されるものは、上記ア. 及びイ. を満たすこと。

### (3) その他の都道府県

#### ア. イベントの開催制限の目安等

(ア)基本的対処方針三（5）3）等に基づき、イベント開催の目安を以下のとおりとする。都道府県は、以下を目安とする規模要件等を設定し、それに基づいたイベントの開催をイベント主催者等に対して、法第24条第9項に基づき要請すること。

#### ①安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合

- 人数上限は収容定員まで、収容率の上限を100%とする。

## ②それ以外の場合

- 人数上限5,000人又は収容定員の50%いずれか大きい方かつ収容率の上限を50%（大声あり）又は100%（大声なし）とする。
- なお、この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストをイベント主催者等が作成・HP等で公表する。イベント主催者等は、当該チェックリストをイベント終了日より1年間保管すること。

①及び②のいずれの場合についても、都道府県は、イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係るイベント主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、イベント主催者等に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、COCOA等の活用等について、イベント主催者等に周知すること。

## （4）留意事項

### ア．感染拡大防止に必要な取組の継続等

- 収容定員が設定されていない場合、大声ありのイベント、十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保し、大声なしのイベントは人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること。
- なお、大声ありのイベントについて、十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。
- 飲食を伴う又は飲食が可能であるイベントについては、感染者が飲食した場合の周辺への感染リスクを高める可能性があることから、引き続き、飲食専用エリア以外（例：観客席等）においては自粛を求めることとする。ただし、発声が無いことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため飲食時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。
- 都道府県においては、これまでの事務連絡も参照しつつ、別紙2に示すイベント開催等に必要な感染防止策等を実施するよう、事業者等への周知徹底を引き続き行うこと。また、事業者及び関係団体に対して、業種別ガイドライン等の実践と科学的知見等に基づく進化を促し、デルタ株等の強い感染力を踏まえた業種別ガイドラインの改訂を行うことを促すこと。

#### イ. 法第24条第9項に基づく要請等を行う場合の留意事項について

要請等については、個々の事業者や施設管理者等を対象として行うことは差し支えないが、当該要請等は行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第1項第6号の行政指導に該当すると考えられることから、同法及び各都道府県の行政手続条例に則り、当該要請の趣旨及び内容並びに責任者を相手方に明確に示す必要があることに留意し、徹底すること。

また、個々の事業者や施設管理者等に対して要請等を行う判断の考え方や基準について合理的説明が可能であり、公正性の観点からも説明ができるものになっているかといった観点からも検討を行うこと。

#### ウ. 収容率の目安判断に当たっての留意事項等について

収容率の目安判断に当たり、「大声」を「観客等が、(ア)通常よりも大きな声量で、(イ)反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

##### <大声の具体例>

➤ 観客間大声・長時間の会話

➤ スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱

※得点時の一時的な歓声等は必ずしも当たらない。

#### エ. 問題が確認されたイベント主催者等への対応等について

問題が確認されたイベント主催者等への対応については、これまでも令和3年9月28日事務連絡1.(3)⑥等において周知しているところであるが、各都道府県及び関係府省庁は、引き続き、次の対応を行うこと。

##### (i) 都道府県

都道府県は、感染防止策の不徹底など問題が確認されたイベント主催者等に対して、必要に応じて、法第24条第9項等に基づき、速やかな結果報告資料の提出や、実効的な改善策が策定・実施されると判断するまでの間、今後開催予定のイベントに関して収容率上限100%の適用を行わないこと等を当該イベント主催者等に対して個別に要請を行うこと。

##### (ii) 関係府省庁

関係府省庁は、専門家、業界団体と連携し、業界の感染防止策実施状況について確認し、問題発生事例を踏まえ、イベント開催時に必要な感染防止策の見直しや業種別ガイドラインの改訂等の適切なフォローアップを行うこと。

※各都道府県及び関係府省庁は、感染防止策の不徹底など問題が確認さ

れたと判断したイベント主催者等については、相互に情報共有すること。

※当該イベント主催者等の情報については、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室（以下「コロナ室」という。）を通じて定期的に各都道府県及び関係府省庁間で共有する。コロナ室への情報共有に当たっては、当該情報が各都道府県及び関係府省庁にも共有されることに留意し、各都道府県や関係各府省庁はイベント主催者等に対し事前の説明を行うこと。

#### オ. 各種イベント・行事の開催判断に当たっての留意事項等

関係各府省庁及び各都道府県においては、各種イベント・行事の開催判断に当たって、イベント開催時に必要な感染防止対策の徹底や開催制限の目安を踏まえた開催規模・時期の検討等に加え、例えば、部活動等における成果を発揮する場として全国大会等の開催は重要であること等、個々の行事が有する事情に鑑み、開催のあり方を個別具体的に検討する必要がある。各種イベント・行事の開催判断に際して、各部局間の調整等を適切に実施し、感染防止策の徹底を図るとともに、各行事・イベントの趣旨を踏まえつつ、開催のあり方を適切に判断すること。

ただし、感染が急速に拡大し、医療提供体制の逼迫が見込まれる場合等においては、対象者全員検査等を活用せず、強い行動制限を要請することとする点に留意し、5,000人を超えるイベントのチケット販売については、慎重を期すこと。

#### カ. その他留意事項等について

- 上記の人数上限や収容率要件の解釈については、令和3年2月26日事務連絡1.(1)②のとおり取り扱うこと。
- 「イベント」には特定都道府県や重点措置区域である都道府県全域において、遊園地やテーマパーク等を含むことに留意すること。

## 2. 施設の使用制限等

### (1) 特定都道府県

特定都道府県は、法施行令第11条第1項に規定する施設を対象に、以下の要請又は働きかけを実施すること。

なお、特定都道府県が各種要請を行う場合にはエッセンシャルワーカーの事業環境を踏まえた配慮を行うなど、適正な法運用を図ること。

#### ア. 飲食店及び飲食に関連する施設への要請等（第45条第2項等）

##### (ア) 飲食店（第14号）

- 特定都道府県は、基本的対処方針三（５）１）等に基づき、法第４５条第２項等に基づき、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等（利用者による酒類の店内持込みを認めている飲食店を含む。酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）を取り止める場合を除く。）に対して休業要請を行うとともに、上記以外の飲食店（宅配・テイクアウトを除く。）に対して、営業時間の短縮（２０時までとする。）の要請を行うこと。ただし、都道府県知事の判断により、第三者認証制度の適用店舗（以下「認証店」という。）において２１時までの営業（酒類提供も可能）もできることとするほか、認証店において、対象者全員検査を実施した場合には、収容率の上限を５０％としつつ、カラオケ設備を提供できることとする。
  - その際、休業等の要請に応じている施設と応じていない施設との公平性を保つため、要請に応じない場合には、速やかに、命令等の手続きを開始し、命令を行った店舗名については公表を積極的に行うこと。公表する際には、「特措法に基づく命令違反に係る過料決定店舗公表の留意事項等について（周知）」（令和３年７月８日事務連絡）のとおり取り扱うこと。また、命令等を行い公表する店舗については、その旨をコロナ室に報告すること。
  - 特定都道府県は、法第２４条第９項に基づき、飲食店等及び飲食店等の利用者に対し、同一グループの同一テーブルでの５人以上の会食を避けるよう要請するものとし、認証店における対象者全員検査を実施した会食については、同一グループの同一テーブルでの５人以上の会食も可能とする。
  - 以上の要請に当たっては、特定都道府県は、関係機関とも連携し、休業要請、営業時間の短縮や第三者認証制度等の遵守を徹底するための対策・体制の更なる強化を行い、原則として全ての飲食店等に対して見回り・実地の働きかけを行うとともに、当該取組について適切に情報発信を行うものとする。
  - 「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について（改定その４）」（令和４年１月１９日事務連絡）等も踏まえて、特定都道府県は、実効性ある第三者認証制度の普及と認証店の拡大に努めること。
- (イ) 遊興施設（第１１号）のうち、飲食業の許可を受けている飲食店及び飲食を主として業としていない店舗（カラオケ店等）
- 特定都道府県は、基本的対処方針三（５）１）等に基づき、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食業の許可を受けている飲食店及び飲食を主として業としていない店舗（カラオケ店等）に対し、前記

2. (1)ア. (ア)と同様の要請を行うこと。ただし、飲食を主として業としていない店舗（カラオケ店等）におけるカラオケ設備の提供については、認証店であることを要件としないが、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うこと。

#### (ウ) 結婚式場等

- 特定都道府県は、基本的対処方針三（５）１）等に基づき、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食業の許可を受けている結婚式場等に対し、前記2.（1）ア.（ア）と同様の要請を行うこと。
- なお、披露宴等をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合も同様の条件を求めるものとする。

#### イ. 集客施設への要請等（法第45条第2項等）

(ア) 特定都道府県は、基本的対処方針三（５）１）等に基づき、地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、法第45条第2項等に基づき、人数管理、人数制限、誘導等の「入場者の整理等」「入場者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」等、法施行令第12条に規定される各措置について事業者に対して要請を行うこと。また、上記の要請に際しては、以下のような例示を参考に、人が密集すること等を防ぐため、「入場者の整理等」を行うよう事業者に要請するとともに、入場整理等の実施状況についてホームページ等を通じて広く周知するよう働きかけること。その際には、人数管理・人数制限等について、例えば以下のような方法があることに留意すること。

なお、ここでいう「入場者の整理等」とは、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置と、施設の入場者の人数管理・人数制限等の措置の双方を含むものである。

- 施設全体での措置
  - ✓ 出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人数管理を行う
  - ✓ 出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限を行う
- 売場別の措置
  - ✓ 入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前のWeb登録等により人数管理を行う

- ✓ 一定以上の入場ができないよう人数制限を行う
- ✓ アプリで混雑状況を配信できる体制を構築する

(イ) 関係各府省庁においては、関係団体への周知等、上記施設における要請の遵守徹底、感染防止対策の徹底等に必要な措置を講じること。

## (2) 重点措置区域である都道府県

基本的対処方針三(5)2)等に基づき、法施行令第11条第1項に規定する施設を対象に、都道府県知事の判断により、以下の要請又は働きかけを行うこと。

なお、各都道府県が各種要請を行う場合にはエッセンシャルワーカーの事業環境を踏まえた配慮を行うなど、適正な法運用を図ること。

### ア. 飲食店及び飲食に関連する施設への要請等(法第31条の6第1項等)

基本的対処方針三(5)2)等に基づき、各知事が定める期間及び区域において、以下のとおり取り扱うこと。

#### (ア) 飲食店(第14号)

- 都道府県は、措置区域において、法第31条の6第1項等に基づき、認証店以外の飲食店(宅配・テイクアウトを除く。)に対する営業時間の短縮(20時までとする。)の要請を行うとともに、酒類の提供を行わないよう要請するものとする。また、認証店に対しては、営業時間の短縮(21時までとすることを基本とする。)の要請を行うこととする。この場合において、地域の感染状況等を踏まえ、都道府県知事の判断により、酒類の提供を行わないよう要請することも可能とする。(また、都道府県知事の判断によっては、営業時間の短縮の要請を行わないことも可能とする。)
- その際、営業時間の短縮等の要請に応じている施設と応じていない施設との公平性を保つため、要請に応じない場合には、速やかに、命令等の手続きを開始し、命令を行った店舗名については公表を積極的に行うこと。公表する際には、「特措法に基づく命令違反に係る過料決定店舗公表の留意事項等について(周知)」(令和3年7月8日事務連絡)のとおり取り扱うこと。また、命令等を行い公表する店舗については、その旨を当室に報告すること。
- 都道府県は、措置区域において、法第24条第9項に基づき、飲食店等及び飲食店等の利用者に対し、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請するものとし、認証店における対象者全員検査を実施した会食については、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可能とする(都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いを行うことを可能と

する。)

- 以上の要請に当たっては、都道府県は、関係機関とも連携し、営業時間の短縮や第三者認証制度等の遵守を徹底するための対策・体制の更なる強化を行い、原則として措置区域内の全ての飲食店等に対して見回り・実地の働きかけを行うとともに、当該取組について適切に情報発信を行うものとする。

- 「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について（改定その4）」（令和4年1月19日事務連絡）等も踏まえて、都道府県は、実効性ある第三者認証制度の普及と認証店の拡大に努めること。

(イ) 遊興施設（第11号）のうち、飲食業の許可を受けている飲食店及び飲食を主として業としていない店舗（カラオケ店等）

前記2. (2)ア. (ア)と同様の要請を行うこと。

(ウ) 結婚式場等

- 基本的対処方針三(5)2)等に基づき、飲食業の許可を受けている結婚式場等に対し、前記2. (2)ア. (ア)と同様の要請を行うこと。
- なお、披露宴等をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合も同様の条件を求めるものとする。

イ. ア. 以外の法施行令第11条第1項に規定する施設（特に大規模な集客施設）（法第31条の6第1項等）

- 都道府県は、基本的対処方針三(5)2)等に基づき、地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、措置区域において、法第31条の6第1項等に基づき、「入場をする者の整理等」「入場をする者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」等、法施行令第5条の5に規定される各措置について事業者に対して要請を行うこと。
- 要請に際しては、法第31条の6第1項に基づく要請は、業態に属する事業を行う者に対し行うものであることに留意すること。
- なお、ここでいう「入場者の整理等」とは、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置と、施設の入場者の人数管理・人数制限等の措置の双方を含むものであることに留意すること（令和3年8月17日基本的対処方針の改定を踏まえて、令和3年8月5日事務連絡2.等については、運用を変更することに留意すること）。

(3) その他の都道府県

## ア. 飲食店及び飲食に関連する施設への要請等（法第24条第9項）

- 都道府県は、感染拡大の傾向が見られる場合には、法第24条第9項に基づき、飲食店に対する営業時間の短縮の要請を行うこと。この場合において認証店以外の店舗については20時までとし、認証店については要請を行わないことを基本とする。
- 都道府県は、感染拡大の傾向が見られる場合には、法第24条第9項に基づき、飲食店等及び飲食店等の利用者に対し、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請するものとし、認証店における対象者全員検査を実施した会食については、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可能とする（都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いを行うことを可能とする。）。
- 上記の要請に当たっては、都道府県は、営業時間の短縮や第三者認証制度等の遵守を徹底するための見回り・実地の働きかけを進めるものとする。
- 「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について（改定その4）」（令和4年1月19日事務連絡）等も踏まえて、都道府県は、実効性ある第三者認証制度の普及と認証店の拡大に努めること。

## 3. 外出・移動

### （1）特定都道府県

特定都道府県は、法第45条第1項に基づき、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛について協力の要請を行うこと。特に、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えることについて、住民に徹底すること。また、不要不急の帰省や旅行等都道府県間の移動は、極力控えるように促すこと。この場合において、対象者全員検査を受けた者は、その対象としないことを基本とする。

特定都道府県は、法第45条第1項に基づき、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して、必要な注意喚起や自粛の要請等を行うとともに、実地の呼びかけ等を強化するものとする。

### （2）重点措置区域である都道府県

都道府県は、措置区域において、法第31条の6第2項に基づき、営

業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう、住民に対して要請等を行うこと。

都道府県は、措置区域において、法第24条第9項に基づき、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛及び感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること等について、住民に対して協力の要請を行うこと。また、不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控えるように促すこと。この場合において、対象者全員検査を受けた者は、その対象としないことを基本とする（都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いを行うことを可能とする。）。

### （3）その他の都道府県

都道府県は、帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」回避を含め基本的な感染防止策を徹底するよう促すこと。また、緊急事態措置区域及び重点措置区域への不要不急の移動は、極力控えるように促すものとし、この場合において、対象者全員検査を受けた者は、その対象としないことを基本とする（都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いを行うことを可能とする。）。こうした対応が難しいと判断される場合は、帰省や旅行について慎重な検討を促すこと。発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう促すこと。

都道府県は、業種別ガイドライン等を遵守している施設等の利用を促すこと。

都道府県は、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、政府と連携して、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行うこと。

## 4. その他留意事項等

- 感染が急速に拡大し、医療提供体制の逼迫が見込まれる場合等においては、対象者全員検査等を活用しないことも可能とする。また、重点措置区域である都道府県又はその他の都道府県において、行動制限の緩和に際し、都道府県知事の判断により、飲食店やイベント主催者等の事業者等に、対象者全員検査の実施又はワクチン・検査パッケージ制度の適用のいずれか一方を選択させることも可能とする。
- 都道府県において、感染状況に応じて、国として示した目安より厳し

い基準を設定し得ることに留意し、各地域の感染状況等に応じて、各都道府県が適切に判断すること。

- その際は、各都道府県における取組の内容が公表されるまで内容が一般に明らかになっていないことから、要請等の速やかな公表及び適切な周知期間の設定について特に留意されたい。
- 本事務連絡で示した取組よりも緩やかな取扱いを行う場合には、慎重に検討するとともに、仮にそのような取扱いをしようとする場合には、あらかじめ国と十分に連携すること。
- 都道府県は、法第24条第9項に基づき、事業者に対して、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うこと。

# 感染状況に応じたイベント開催制限等について

別紙 1

		安全計画策定（注1）	その他 （安全計画を策定しないイベント）
下記以外の 区域	人数上限(注3)	収容定員まで	5,000人又は収容定員50%のいずれ か大きい方
	収容率(注3)	100%（注2）	大声なし：100% 大声あり：50%
重点措置 地域	時短	原則要請なし（注4）	原則要請なし（注4）
	人数上限(注3)	20,000人 （対象者全員検査により、収容定員まで追加可） （注5）	5,000人
	収容率(注3)	100%（注2）	大声なし：100% 大声あり：50%
緊急事態 措置区域	時短	原則要請なし（注4）	原則要請なし（注4）
	人数上限(注3)	10,000人 （対象者全員検査により、収容定員まで追加可） （注5）	5,000人
	収容率(注3)	100%（注2）	大声なし：100% 大声あり：50%

※遊園地やテーマパーク等については、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用する。

（注1）参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用（緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超）

（注2）安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提

（注3）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）

（注4）都道府県知事の判断により要請を行うことも可能

（注5）都道府県の判断により、対象者全員検査等の活用を行わないことも可能。重点措置地域においては、都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用することも可能

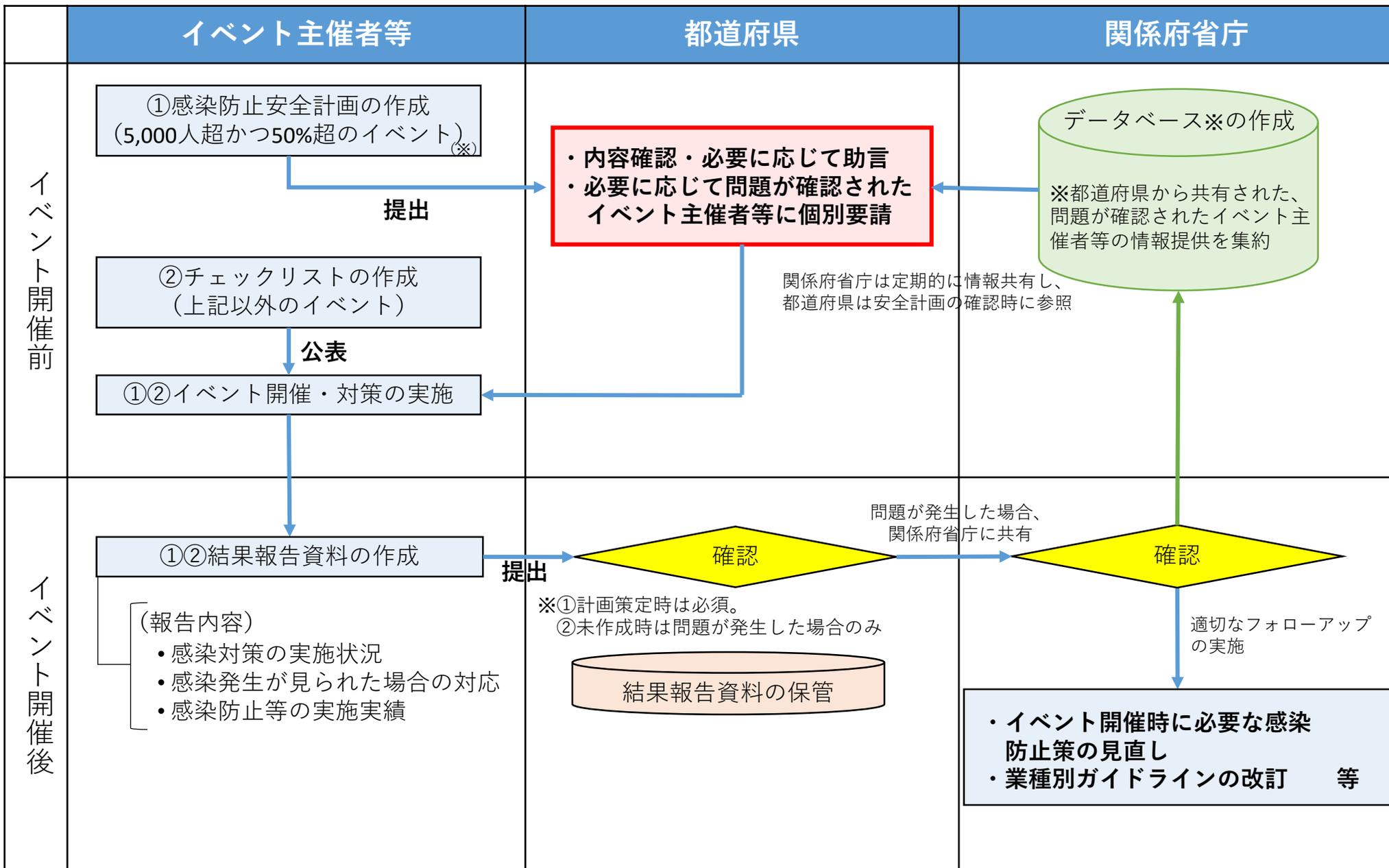
項 目	基本的な感染対策
<p>①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底</p>	<p>□飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 大声を「観客等が、㉗通常よりも大きな声量で、㉘反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。</li> <li>* 大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。</li> <li>* 飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。</li> <li>* 適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。</li> </ul>
<p>②手洗、手指・施設消毒の徹底</p>	<p>□こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施）</p> <p>□主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施</p>
<p>③換気の徹底</p>	<p>□法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分間以上）の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 室温が下がらない範囲での常時窓開けも可。</li> <li>* 屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。</li> <li>* 必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。</li> </ul>

項 目	基本的な感染対策
④来場者間の密集回避	<p><input type="checkbox"/>入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施</p> <p><input type="checkbox"/>休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築                      * 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人が触れ合わない程度の間隔を確保する。</p> <p><input type="checkbox"/>大声を伴わない場合には、人と人が触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保                      * 「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2 m、最低1 m）空けること。</p>
⑤飲食の制限	<p><input type="checkbox"/>飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底</p> <p><input type="checkbox"/>食事中以外のマスク着用の推奨</p> <p><input type="checkbox"/>長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛                      * 発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。</p> <p><input type="checkbox"/>自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）</p>

項 目	基本的な感染対策
⑥出演者等の感染対策	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者（演者・選手等）の健康管理を徹底する                     <ul style="list-style-type: none"> <li>*体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/>練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>*練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/>出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）</li> </ul>
⑦参加者の把握・管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握                     <ul style="list-style-type: none"> <li>*接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用。</li> <li>*原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/>入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止                     <ul style="list-style-type: none"> <li>*チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/>時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起</li> </ul>

※上記に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

## 感染防止安全計画策定等に係る事務手続きフロー



(※) 緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域においては5,000人超のイベント。

「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について（改定その4）」（令和3年1月19日事務連絡）を各都道府県知事宛て通知したところですが、本日変更された基本的対処方針を踏まえ、1月19日事務連絡を一部改定しましたので、改定版の事務連絡を通知します。

事 務 連 絡  
令和4年1月25日

各都道府県知事 殿

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長  
厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
農林水産省大臣官房審議官

飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について  
（改定その5）

飲食店における感染防止対策の徹底強化を図るため、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和4年1月25日変更）（以下、「基本的対処方針」という。）において、実効性ある第三者認証制度（※）の普及と第三者認証を取得した飲食店（以下「認証店」という。）の拡大に努めるものとされています。

また、基本的対処方針において、別途定めたワクチン・検査パッケージ制度（以下「ワクチン・検査パッケージ制度」という。ワクチン・検査パッケージ制度の趣旨等については、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」（令和3年11月19日）等を参照されたい。）を、原則として、当面適用しないこととし、対象者（緊急事態措置区域及び重点措置区域等において、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を行う者）に対する全員検査（以下「対象者全員検査」という。対象者全員検査については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年1月7日変更）における「対象者に対する全員検査」の取扱いについて」（令和4年1月7日事務連絡）等を参照されたい。）を実施した場合に制限緩和をする（ただし、まん延防止等重点措置区域や措置区域以外の地域において感染拡大の傾向が見られる場合においては、都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、制限緩和をすることも可能とする。）との方向性が示されています。

各都道府県においては、本事務連絡を踏まえ、対応をお願いします。

（※）飲食店に対する第三者認証制度とは、以下の①～④の4項目を大きな柱として都道府県知事が責任をもって実施する認証制度です。

- ① 専門家等の知見も踏まえた感染症対策基準及びその確認方法を規定
- ② 認証を希望する飲食店からの求めに応じて、一軒一軒個別訪問し遵守状況を適切に確認・指導（現地調査を行う主体は、都道府県職員に限らず、認証の質が担保されるのであれば、都道府県から外部委託を受けた者でも可）
- ③ 認証基準を満たす店のみを認証

- ④ 遵守状況をデータベース化して公表し、認証後も飲食店の再調査などを実施することにより質を担保

#### 1. 第三者認証制度の基準の作成について

別添1の「感染対策に係る認証の基準（案）」（以下、「基準（案）」という。）を基本としつつ、それぞれの都道府県がどのような基準項目とするかについて、各地域の公衆衛生等の専門家の意見を聞いた上で、認証基準案を作成ください。なお、以下の（1）～（4）の項目（必須項目）については、必ずその内容を認証基準に含めるようお願いします。

##### （1）アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）

全ての座席について、①パーティション（アクリル板等）が設置されている（※）、又は②座席の間隔が1m以上確保されていること。

※同一テーブル上の正面及び隣席との間、並びに他のテーブルとの間に設置。パーティション（アクリル板等）の高さは、目を覆う程度の高さ以上のものを目安とする。

##### （2）手指消毒の徹底

店内入口に消毒設備を設置し、入店時に必ず、従業員が来店者に呼びかけ、手指消毒を実施していること。

##### （3）食事中以外のマスク着用の推奨

食事中以外のマスクの着用について、来店者に対し掲示や声かけなどで促していること。

なお、不織布マスクを推奨させるようお願いいたします。

##### （4）換気の徹底

- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）の対象施設については、建築物衛生法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしていること。
- ・建築物衛生法の対象外施設については、換気設備により必要換気量（一人あたり毎時 30 m<sup>3</sup>）を確保する、または、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける）するなどにより、十分な換気を行っていること。

なお、換気を徹底させるにあたり、CO<sub>2</sub> センサーの使用等により、換気状況の把握に努めさせるようお願いします。

また、実地調査で、可能な限り換気の状態を数値にて確認するようお願いいたします。

## 2. 留意事項について

基準（案）は、今後、感染状況等を踏まえ、必要に応じ、国において有識者に諮り、改定します。このため、各都道府県におかれては、基準が随時見直されていくことを飲食店に周知するとともに、継続的に飲食店と情報共有できる枠組みを確保されるよう留意ください。

また、第三者認証制度導入にあたってのインセンティブとなるよう支援措置として、パーティション、換気設備、消毒液、CO<sub>2</sub>センサーなどの導入補助や飲食店向けの感染防止対策コンサルティング支援等についても併せて検討ください。支援措置を講じる際は、地方創生臨時交付金（地方単独事業分・事業者支援分）を活用ください。

なお、Go To Eat 事業の飲食店の参加要件については、各都道府県において上乗せ・追加することが可能であり、第三者認証取得を上乗せ要件としている自治体もあります。都道府県において、今後第三者認証取得の要件化を検討いただくことも可能です。

また、都道府県にて認証の基準を変更する際は、事前に内閣官房、厚生労働省、農林水産省宛てに連絡くださいますようお願いいたします。

## 3. ワクチン・検査パッケージ制度の適用等について

緊急事態措置区域においては、飲食店等及び飲食店等の利用者に対し、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請するものとし、認証店における対象者全員検査を実施した会食については、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可能とされています。

重点措置区域や措置区域以外の地域において感染拡大の傾向が見られる場合においては、飲食店等及び飲食店等の利用者に対し、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請するものとし、都道府県知事の判断により、認証店における対象者全員検査を実施した会食については、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可能とされています。（ただし、まん延防止等重点措置区域等においては、都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、制限緩和をすることも可能とする。）

以下、都道府県知事の判断により、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部）（以下「制度要綱」という。）3.（1）で示すワクチン・検査パッケージ制度を適用して制限緩和を行う場合について、その留意事項を示します。

各都道府県においては、認証店が制度要綱3.（1）で示すワクチン・検査パッケージ制度の適用による行動制限の緩和を希望する場合、以下の点に御留意の上、御対応ください。なお、行動制限の緩和は、希望しない飲食店に強制するものではありません。

- ・認証店は、制度要綱3.(1)で示すワクチン・検査パッケージ制度の適用による行動制限の緩和を受ける場合、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部)、「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」(令和3年11月19日事務連絡)及び「ワクチン・検査パッケージ制度の実施に係る留意事項等について」(令和3年11月19日事務連絡)を遵守すること。
- ・認証店は、制度要綱3.(1)で示すワクチン・検査パッケージ制度の適用による行動制限の緩和を受ける場合、利用者に対し、ワクチン接種歴又は陰性の検査結果のいずれかを選択して提示するよう求めること。(ただし、利用者がワクチン接種歴か検査結果のどちらか一方しか選択できないとすることは、行動制限の緩和の適用対象とはならない。)
- ・制度要綱2.(2)において、「行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者は、別に定めるところにより、ワクチン・検査パッケージ制度を適用する旨を都道府県に登録すること。」とされているところ、都道府県は登録に当たって以下の①～③を確認すること。

なお、登録については、制限緩和の適用を受ける前までに行うこととし、一律の期限を設けるものではないこと。

- ①制度要綱3.(1)で示すワクチン・検査パッケージ制度の適用による行動制限の緩和を希望する認証店に対して、登録申請書を提出させること。参考として別添2に登録申請書の様式案を添付するが、様式は都道府県で判断いただいて差し支えないこと。
- ②登録申請書により、店舗名、認証時に付与した番号等の店舗を特定するために必要な情報等を確認した上で、登録した認証店(以下「登録事業者」という。)であることが利用者に分かるステッカーを交付し、外から見える位置にステッカーを掲示するように登録事業者へ連絡すること。
- ③利用者が登録事業者だと分かるように表記を工夫した上でホームページ等に公表すること。

## 感染症予防対策に係る認証の基準（案）

（赤囲いの内容は各都道府県の認証基準に含めていただく項目）

## 1. 来店者の感染症予防

## (1) 入店・注文・支払い

- 店内入口に消毒設備を設置し、入場時に必ず、従業員が来店者に呼びかけ、手指消毒を実施する。
- 順番待ち等により列が発生する場合は、最低 1 m（マスク着用のない場合は 2 m）の来店者同士の対人距離を確保するための誘導・表示などを行う。
- レジ等での対面接客時に、アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティションなどで遮蔽するほか、コイントレイを介した受け渡し、またはキャッシュレス決済を導入する。なお、現金等の受け渡し後には手指衛生を行う。
- 発熱（例えば平熱より 1 度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある者は入場しないよう表示する。
- 飲食時以外はマスク着用を周知するとともに、定期的な手洗い・手指消毒を要請する。
- 咳エチケットを徹底するよう注意喚起を行う。
- エレベーターがある場合は、エレベーターの重量センサーの調整などによる乗員制限を行う。

定員数 \_\_\_\_\_ 人 乗員上限： \_\_\_\_\_ 人

※複数台ある場合、エレベーターごとに制限

- 送迎車がある場合は、乗車人数を制限する。

乗車可能人数 \_\_\_\_\_ 人 乗車人数上限： \_\_\_\_\_ 人

※複数台ある場合、車両ごとに制限

- 送迎車がある場合は、送迎車の運転席と後部座席をアクリル板・透明ビニールカーテン等で遮蔽する。

## (2) 食事・店内利用

- [テーブル間の配置についてはいずれかを満たすこと] -----
- 同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間は、相互に対人距離が最低 1 m 以上確保できるよう配置する。

テーブル間：最低 \_\_\_\_\_ m

- 同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間を、アクリル板（目を覆う程度の高さ以上のものを目安）、透明ビニールカーテン、パーティション等で遮蔽する。

-----〔同一テーブルでの配置についてはいずれかを満たすこと〕-----

※少人数の家族、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が対面での着座を希望する場合は除く。

- 真正面での着座配置をしない。座席の間隔を最低 1 m 以上確保できるよう配置する。

座席間隔：最低 \_\_\_\_\_ m

- テーブル上にパーティション等を設置して遮蔽する。

-----〔カウンターテーブルの席の配置についてはいずれかを満たすこと〕-----

- カウンターテーブルの席間は最低 1m 以上の間隔を確保する。

座席間隔：最低 \_\_\_\_\_ m

- カウンターテーブル上にパーティション等を設置して遮蔽する。

- 滞在時間の制限※や予約制の活用などにより同時に多数の人が集まらないようにする。 ※2 時間程度を目安

- 大皿は避け、料理を個々に提供する。もしくは従業員が取り分ける。

-----〔ビュッフェスタイルでは、いずれかを満たすこと〕-----

- 利用者が一回の料理取り分けごとに新たな小皿を使用するとともに、飛沫がかからないようにカバーを設置するなど食品・ドリンクを保護し、取り分け時はマスク、使い捨て手袋等の着用及び取り分け用の tong や箸を共有としないことを徹底する。

- 料理を小皿に盛って提供するか、スタッフが料理を取り分ける。

- 卓上の共用調味料、ポット等の設置を避けるか、これらを客入れ替え時に消毒する。

- お酌や回し飲み、スプーンや箸などの食器の共有や使い回しは避けるように注意喚起を行う。

- 店内 BGM の音量を低減させ、大声での会話を避けるように注意喚起を行う。
- 咳エチケットを徹底するよう注意喚起を行う。
- 個室を使用する場合は、常時換気（換気基準は「3. 施設・設備の衛生管理の徹底」のとおり）を行う。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。
- トイレ使用後は、手洗いや手指消毒を実施するよう表示する。
- 喫煙スペースがある場合は、一度に利用する人数を減らす、人と人との距離を保つなどにより、3つの密を避けるよう要請する。

□ 喫煙スペースの広さ： \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup> 利用人数上限： \_\_\_\_\_ 人

※複数室ある場合、喫煙スペースごとに制限

## 2. 従業員の感染症予防

- 常にマスクを着用し、咳エチケットを徹底する。大声での会話を避ける。
- 業務開始前に検温・体調確認を行う。  
発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止させる。
- 感染した、もしくは感染疑いのある従業員、濃厚接触者として判断された従業員の就業は禁止する。
- 定期的に、かつ、就業開始時や他者の接触が多い場所・物品に触れた後、清掃後、トイレ使用後に、手指消毒や手洗いを実施する。
- 利用者からの注文の受付や料理提供にあたっては、利用者の正面に立たないように注意し、対人距離を確保する。
- 休憩スペースでは、マスクを着用し、一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避ける。
- 休憩スペースでは常時換気（換気基準は「3. 施設・設備の衛生管理の徹底」のとおり）を行い、共用する物品は定期的に消毒する。
- 従業員のユニフォームは当該日業務終了後など定期的に洗濯する。

ユニフォーム洗濯頻度： \_\_\_\_\_ ごとに洗濯

## 3. 施設・設備の衛生管理の徹底

- 建築物衛生法※の対象施設については、法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしているか確認し、満たしていない場合は、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。

※建築物における衛生的環境の確保に関する法律

- 湿度40%以上を目安として、適度に加湿する。

—————〔建築物衛生法の対象外の施設については、いずれかを満たすこと〕—————

- 換気設備により必要換気量（一人あたり毎時30 m<sup>3</sup>）を確保すること。必要換気量が足りない場合は、入店者数を調整して一人あたりの必要換気量を確保するとともに、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。
- 窓の開放による換気の場合は、1時間当たりの換気回数を2回以上確保するため、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける）するなどして十分な換気を行う。また、換気のため窓やドアを開放している旨利用者に周知し、協力を要請する。

-----  
【アピール項目※】※認証の必須要件ではありませんが、事業者の自主的な取組としてアピールできる事項です。

- 換気を徹底するにあたり、CO<sub>2</sub> センサーの使用等により、換気状況の把握に努めている。
- 施設内の人が集まりやすい共用エリアについて、換気の詳細（換気回数や空気の流れなど）をわかりやすく図示している。
- 施設内の人が集まりやすい共用エリアについて、エリア内での一人当たりの必要換気量を確保するため、エリアごとの換気量及び必要換気量上の人数制限を算出し、一覧表等で管理できている。

【必要換気量確保のために人数制限する場合】

換気量：\_\_\_ m<sup>3</sup>/時 ÷ 30 m<sup>3</sup>/人・時 = \_\_\_ 人（必要換気量上の人数制限）

- 共通のタオルを禁止し、ペーパータオルを設置するか、または個人のタオル等の使用を促す。
- 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム、市販の界面活性剤含有の洗浄剤を用いて利用者の入替時など定期的に清拭消毒する。

< 飲食業で他人と共用し接触が多い部位 >

テーブル、椅子、メニューブック、調味料、ドリンクバー、ドアノブ、電気のスイッチ、タッチパネル、卓上ベル、レジ、蛇口、手すり、便座、洗浄レバー、コイントレイ、券売機、エレベーターのボタン、アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティションなど

---

### 【アピール項目】

- 接触感染、飛沫感染のリスクを低減するため、利用者の動線が重ならないための案内や自動扉、自動水栓を設置するなどの工夫・整備を行う。

【具体的な取組の内容】

- ゴミを回収する者はマスクや手袋を着用し、作業後、必ず手を洗う。
- 食品残さ、鼻水、唾液などが付着した可能性のあるゴミ、おしぼり等は、ビニール袋に密閉して処理する。

### 4. チェックリストの作成・公表

- 各施設・事業者は、施設内のリスク評価をしたうえで、具体的な方法や手順、清掃・消毒の頻度、人と人との間隔の空け方などを定めたチェックリストを作成するとともに、当該チェックリストによる毎日の確認について公表する。

### 5. 感染者発生に備えた対処方針

- 施設の従業員の感染が判明した場合保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力して、当該施設からの感染拡大防止策を講じるとともに、必要に応じ感染の可能性のある営業日など感染拡大防止のための情報を公表する。
- 従業員に対し、感染疑いがある場合は検査結果が判明するまで出勤を控えることなど、感染拡大を防止する上で適切な行動を徹底するための研修機会を提供する。
- 保健所が行う積極的疫学調査の結果、感染者が当該施設を利用していたことが判明した場合、保健所の助言・指示等に誠実かつ積極的に対応・協力して、当該施設を媒介とした感染拡大を防止する対策を講じるとともに、必要に応じ感染の可能性のある営業日など感染拡大防止のための情報を公表する。

---

### 【推奨項目】

- 感染リスクの早期把握のため、国が提供する濃厚接触通知アプリの利用をルール化ないし奨励する。

- 上記以外の方法により、感染リスクの早期把握の仕組みを導入する。

【具体的な取組の内容】

様式案

年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

ワクチン・検査パッケージ制度登録申請書

〇〇の規定(都道府県が定める要綱等)に基づき、次のとおり申請します。

1. 申請者名
2. 申請者住所 ※法人にあつては所在地
3. 店舗名・所在地
4. 認証番号 (無い場合は空欄で差し支えありません。)
5. その他特記事項

※本申請書は、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」(令和3年 11 月 19 日新型コロナウイルス感染症対策本部)3. (1)の行動制限の緩和を受ける際に登録いただくための申請書となります。